

●香川県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

令和3年5月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
令和3年3月31日	デイサービスみやび 小豆郡土庄町肥土山甲1802 番地3	特定非営利活動法人 遊 小豆郡土庄町肥土山甲1802 番地3	通所介護